

## 旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、会長、副会長、顧問、名誉顧問、名誉会員、役員、会員が業務のため出張をするときの旅費に関する事項を定めたものである。

2. 条文において特に指定がない限り、国内と海外における旅費の共通規程とする。

(旅費の種類)

第2条 この規程に従って支給される旅費とは、次のものをいう。

- (1) 列車料金（グリーン料金、急行料金、寝台料金を含む）
- (2) 船舶料金
- (3) 航空料金
- (4) その他の交通機関
- (5) 食事費
- (6) 宿泊費
- (7) 渡航手続費
- (8) 雑費

(旅費の支給区分)

第3条 旅費の支給を受ける者の区分等は、別表の定めるところによる。

(海外出張の決裁)

第4条 海外出張は全て理事長が決裁する。

(海外出張の手続き)

第5条 海外出張を命ぜられた者は、指定の出張予定及び出張旅費申請書、全日程を記載したスケジュール表を添付し、あらかじめ理事長に提出しその承認を受けなければならない。

(旅費の仮払い)

第6条 旅費は、出張前に仮払いを受けることができる。

(海外出張の予備金の支給)

第7条 海外出張を命ぜられた者は、渡航先の物価急騰・計画の変更・事情の変化に対処するため、一出張につき50万円を限度とした予備金を携行することができる。

(国内出張の交通費の支給)

第8条 公共交通機関の交通費については、提出された領収書に基づき支給する。区分ごとの鉄道、船舶、航空機の利用可能席種については、別表の定めるところによる。

2. タクシー運賃、車使用費（高速代金、駐車場代）の支給については領収書と合わせて、委員長の許可を必要とする。
3. 車使用の場合、ガソリン代を支給する（20円/km）。

(海外出張の交通費の支給)

第9条 海外出張時の交通費は、あらかじめ提出されたスケジュール表に基づいて協会が

認める旅行代理店が提示する往復航空機、船舶、鉄道などの運賃とする。

2. 現地におけるその他の交通費は予備金を持って支払い、帰国後に精算するものとする。
3. 国内における出発までの交通費及び、帰国後に必要な旅費その他は本規程の国内出張に関する条文を適用する。

(食事費の支給)

第10条 1日を要する活動については、1,000円(税込)を上限として昼食代を支給する。

2. 食事費を含んだ活動については、委員長の許可のもと認める。

(宿泊費の支給)

第11条 出発日から帰着当日までの期間の夜数により計算して支払う。支給申請の際、領収書も申請書に添付するものとする。支給額は上限の範囲内で実費とする。

2. 国内での宿泊における支給額は、上限を10,000円(税込)とする。
3. 海外での宿泊における支給額は、その都度出張先の状況に照らし、妥当な額を理事会承認の上で決定する。

(旅費の精算)

第12条 出張から帰着又は着任した時は、速やかに旅費の精算をしなければならない。

2. 海外出張者は帰国後1ヶ月以内に支出した費用の明細書を作成し、必要な領収証や説明書を添えて、旅費と予備金の精算をしなければならない。

(無償旅費)

第13条 無償の交通機関を利用したとき、あるいは無償にて宿泊した時はその運賃及び宿泊費は支給しない。

(旅費以外の精算)

第14条 出張中業務のために要した旅費以外の費用は、理事長承認の上でその実費を支給する。但し、支給申請の際には領収証及び説明書を必要書類とする。

(その他)

第15条 この規程に定めのない事項及び疑義を生じた事項に関しては、その都度理事長の決裁を得るものとする。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

## 附 則

平成24年度第3回理事会決議にて従前の国内旅費規程、海外旅費規程を統合することとなった。この規程は平成25年5月21日より施行する。

一部改定 平成25年9月20日

別表を改定

一部改定 平成28年11月30日 第8条第3項 25円→20円

(別 表)

単位:円

区分	鉄道	船舶	航空機	その他 交通機関
会 長	グリーン	1 等	ビジネス	実 費
副会長	グリーン	1 等	ビジネス	実 費
理 事 長	グリーン	1 等	ビジネス	実 費
副理事長	グリーン	1 等	ビジネス	実 費
専務理事	特急指定	2 等	エコノミー	実 費
常務理事	特急指定	2 等	エコノミー	実 費
理 事	特急指定	2 等	エコノミー	実 費
会 員	特急指定	2 等	エコノミー	実 費
顧 問	特急指定	2 等	エコノミー	実 費
名誉顧問	特急指定	2 等	エコノミー	実 費
名誉会員	特急指定	2 等	エコノミー	実 費

※旅費については上記を上限とする

※上記に掲げる旅費の範囲内においては「鉄道」に限り証憑を省略することができる